**許可の条件**

１　都市公園法、埼玉県都市公園条例及びその他関係法令等を遵守するとともに、羽生水郷公園の利用者遵守事項を守ること。

２　申請をした内容（時間、場所等）を必ず守ること。（準備、撤収も時間に含む。）

３　許可を受けていない場所の利用、立入をしないこと。

４　申請者は、事件、事故、トラブル、苦情、その他公序良俗に反する行為を生じさせないよう注意し、これを生じさせた場合は、速やかに公園管理事務所に報告するとともに、申請者で責任を持って対処すること。施設管理者の責めに帰することができない事由により、施設管理者又は第三者に損害が生じた場合は、申請者はその損害を賠償する責任を負うこと。

５　利用後は必ず原状回復をし、ゴミは全て持ち帰ること。設備、備品等を毀損、汚損した場合はこれを修理し、もしくはその損害を賠償すること。

６　必要な鍵は、管理事務所(施設窓口)で借用し、鍵は許可を受けた者が責任を持って管理すること。使用後は速やかに返却するとともに、紛失等した場合は鍵交換に要する損害を賠償すること。

７　一般来園者の公園利用を妨げないこと。

８　音、振動、臭気の発生や路上駐車等により周囲、近隣に迷惑を及ぼす行為をしないこと。

９　音出し（楽器演奏、歌唱、放送等の一切を含む）の音量については、原則として許可を受けた場所の境界内側で８０ｄＢ（デシベル）以下とすること。ただし、８０ｄＢ（デシベル）以下であったとしても、苦情等があった場合は、直ちに音量を下げること。

10　公園内へ車両を乗り入れることは原則禁止とする。ただし、荷物搬入等で車両を乗り入れることが必要と判断される場合は、許可する場合がある。その際には、施設管理者が定める「園内通行車両ルール」を遵守すること。

11　電気、ガス、水道等を使用する場合は、施設管理者と事前に協議すること。内容に応じて、実費相当額を負担すること。

12　官公署等へ届出を必要とする場合は、申請者において届出をすること。その届出が承認されたことを証明する部分の複写を提出すること。

13 大規模災害や感染症の拡大等により、公園やその中の施設の利用の中止や制限を施設管理者が求めた場合は、その指示に従うこと。

14　違法行為又は暴力的行為及びそれらを助長する行為（違法行為又は暴力的行為を助長することを目的とする募金を含むがこれに限らない）を行わないこと。

15　この許可の条件以外に、別途、個別の公園の利用態様に応じた許可基準が設けられている場合には、当該許可条件を遵守すること。

16　申請者は、自身のみならず、申請者が法人の場合の役員及び従業員、業務委託先、イベント等を主催する場合の主催者が当該イベント等に関連して手配した人員や、当該イベント等の参加者、見学者、その他の申請内容や当該イベントに関係する者（本項において「関係者」という。）にも、規定内容の性質上適用し得ないものを除き、この許可の条件並びに羽生水郷公園の利用者遵守事項を遵守させること。この許可の条件及び羽生水郷公園の利用者遵守事項の適用については、関係者の行為を申請者の行為とみなす場合があり、関係者がこの許可の条件及び羽生水郷公園の利用者遵守事項に違反している場合には、申請者が違反したものとみなす。

17　その他施設管理者からの指示があった場合は、それに従うこと。

18　前各項について施設管理者が不適切と判断した場合には、申請者に対し直ちに改善を求める。それでも事態の改善がなされないときは、施設管理者は利用停止を含めた必要な措置を講じることがある。

この他、埼玉県都市公園条例に定める禁止行為等は下記のとおりです。

|  |
| --- |
| 《埼玉県都市公園条例抜粋》（行為の禁止） 第八条　都市公園においては、みだりに次に掲げる行為をしてはならない。　一　都市公園を損傷し、又は汚損すること。　二　土地の形質を変更すること。　三　竹木を伐採し、植物を採取し、又はこれらを損傷すること。　四　動物を捕獲し、又は殺傷すること。　五　立入禁止区域に立ち入ること。　六　禁止された場所に車両を乗り入れ、又は止め置くこと。　七　ごみその他汚物を捨てること。　八　その他都市公園の設置の目的に反する利用をすること。（行為の許可）第九条　都市公園において、次に掲げる行為をしようとする者は、知事の許可を受けなければならない。許可に係る事項を変更しようとするときも、同様とする。　一　物品の販売、興行その他の営業行為をすること。 二　募金、署名運動その他これらに類する行為をすること。　三　業として写真又は映画等を撮影すること。　四　競技会、集会、展示会、博覧会その他これらに類する催しをすること。　五　花火、キャンプファイヤー等火気を使用すること。　六　はり紙、はり札その他の広告物の表示をすること。 |

**教　　示**

１　審査請求について

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、埼玉県知事に対して審査請求をすることができます。

ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して１年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

２　取消訴訟について

この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（１の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して６か月以内に、羽生水郷公園指定管理者（公益財団法人埼玉県公園緑地協会）を被告として提起しなければなりません。

ただし、この処分があったことを知った日（１の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して６か月以内であっても、この処分の日（１の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日）の翌日から起算して１年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

この許可の条件について、内容を確認し、遵守することを誓約します。

令和　 年　 月　 日

　　　　　　　　　　　　　申請者：　　　　　　　　　　　　　　　責任者：

※控え（コピー）をとった上で、原本を提出すること